
規則

高知県立農業大学校の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年2月24日

高知県知事 濵田 省司

高知県規則第 号

高知県立農業大学校の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

高知県立農業大学校の設置及び管理に関する条例施行規則(昭和58年高知県規則第11号)の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「を校長」を「に本人、保護者等(未成年の学生にあっては学校教育法第16条に規定する保護者を、成年に達した学生にあってはその者の修学に要する経費を負担する者をいう。)及び保証人が署名して、校長」に改める。

別記第1号様式中「圓」を削る。

別記第2号様式中「圓」を削り、

「 保護者」

を

「保護者等」

に改める。

別記第3号様式中「圓」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規則

◎ 高知県立農業大学校の設置及び管理に関する条例施行 規則の一部を改正する規則